

○吉沢章子委員 おはようございます。私は一問一答で、環境共生都市について、学校のアセットマネジメントについて、生活保護費について、市バス事業について伺ってまいります。よろしくお願いいたします。

まず、環境共生都市について伺います。議論を深めてまいりたいと思っております。環境に優しいまちが災害に強いまちという持論のコンセプトで初当選以来議論を重ねてまいりましたが、昨年の大震災以降は、環境共生都市の実現に向けて取り組むことが私の命題の一つであると思っております。そこで、今回は防災の観点から、公共建築物の環境配慮のあり方について議論をさせていただきたいと思っております。

まず、市長に伺います。現在まで、環境施策に強い思いをお持ちの市長とさまざまな議論をさせていただいてまいりました。目指す方向性は、私は市長と一致していると思っております。昨年3月11日の大震災を契機に、さらに環境共生がスタンダード化し、それを抜きには語れない世の中になりつつあると思っております。それは、ある意味、震災が与えた啓示を私たちが真摯に受けとめ、行動していることをあらわしているのではないかと考えております。そういう時代の空気の中で、本市では地球温暖化対策推進基本計画において太陽エネルギーを30倍にするとの目標を掲げておりますけれども、これも含め、本市の目指す再生可能エネルギー政策の方向性について市長の見解を伺います。

○阿部孝夫市長 再生可能エネルギーについてのお尋ねでございますが、持続可能な低炭素社会の構築に向けましては、太陽光などの再生可能エネルギーの導入拡大を図ることが大変重要でありまして、また、東日本大震災に伴う電力不足への的確な対応という観点からも、その重要性は一層高まっていると考えているところでございます。一方で、このたびの電力不足という状況の中で、市内には高効率の火力発電に加え、太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用したさまざまな発電設備が立地しておりまして、川崎のエネルギー拠点としてのポテンシャルの高さ、さらにはすぐれたエネルギー技術や環境技術が改めて注目されたところでございます。したがって、こうした川崎のポテンシャルを最大限に生かしながら、環境と経済の好循環に向けて多様な再生可能エネルギーの開発導入を進めるとともに、すぐれた蓄電池技術を有する企業との連携などによるエネルギーの効率的利用、さらには低炭素や省エネルギー技術の研究開発と導入促進を図ってまいります。このような取り組みを総合的に進めることにより、地球温暖化対策推進基本計画に掲げる目標の達成を目指しますとともに、川崎の環境技術をアジアを初め広く海外に普及させることにより、国際社会への貢献にもつなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 ありがとうございます。川崎のエネルギー拠点としてのポテンシャルの高さ及びそれを生かした再生可能エネルギーの開発導入の促進、また、それらを包括しての計画目標の達成と社会貢献について御答弁をいただきましたが、御答弁を踏まえて伺ってまいりたいと思っております。

環境局長に伺います。私は建築物環境配慮制度——C A S B E E川崎を提案して施策を推進してまいりました。以前提案したミシュランのような星による評価が功を奏したということもありまして、民間施設では現在255件という数字が出ております。範を示すべき公共建築での現状を伺いたいと思っております。また、C A S B E E川崎住宅版も検討するよう要望させていただきましたが、その後の状況を伺います。あわせて、現在までの公共施設

における再生可能エネルギーの採用状況とそれらの検証結果について伺います。また、来年度、新築、増改築が予定されている公共施設における再生可能エネルギーの導入状況について伺います。

**○稲垣 正環境局長** 建築物環境配慮制度などについての御質問でございますが、初めに、公共建築物に係る状況についてでございますが、制度施行から平成23年12月末までで22件の特定建築物の届け出があり、その評価結果といたしましては、最高評価のランクSが1件、大変よいとされるAが10件、よいとされるBプラスが11件でございます。すべての建築物がBプラス以上となっております。また、このほか、任意の届け出も9件ございまして、これらにつきましても、すべてBプラス以上の評価となっております。次に、建築物環境配慮制度の充実についてでございますが、これまで大規模建築物を中心に検討を進めてまいりまして、このたび条例改正議案を提案させていただいたところでございますが、戸建て住宅における環境配慮も重要でございますので、C A S B E E川崎の住宅版につきましても、今回の条例改正後の状況や他都市の動向などを踏まえ検討してまいりたいと存じます。次に、公共施設の再生可能エネルギーの導入状況についてでございますが、これまで太陽光及び太陽熱利用設備につきましては、43の小中学校等を初め区役所などの公共施設に導入するほか、地中熱や風力、マイクロ水力発電など多様な再生可能エネルギーの導入を図ってまいりまして、全体で74カ所となっております。また、導入後は発電能力及び電力やCO<sub>2</sub>の削減効果などについて検証しておりまして、いずれも環境負荷を低減する効果が認められているところでございます。次に、来年度の公共施設への導入予定についてでございますが、新たに7つの施設に導入を計画しておりまして、新設する仮称産学公民連携研究センターにおきましては、太陽光発電設備や太陽熱利用設備のほか地中熱利用空調システムの導入を計画しており、小学校などにおきましては、太陽光発電設備の導入を計画しているところでございます。以上でございます。

**○吉沢章子委員** C A S B E E川崎住宅版は、他都市での動きも活発になってきております。本市でも十分実現可能なレベルになっておりますので、早期の実現を要望しておきます。公共建築では22件ということで、これはもっと頑張らねばならない数字でありますので、それは設計段階でしっかりと環境配慮について記述していただく必要がありますので、これはまちづくり局長に要望させていただきたいと思っております。

公共施設における再生可能エネルギーの導入の成果を環境局からデータでいただいておりますけれども、太陽光発電では、CO<sub>2</sub>の削減効果として、西丸子小学校が発電する100キロワットの導入で年間36トン程度、10キロワット導入の学校20校の平均で、1校につき年間4トン程度でありまして、21校の合計が116トン程度ということでございます。また、地中熱利用空調システムでは、南河原こども文化センターで消費電力効果として——これは省エネ効果ということですが、冷房では実に40%、暖房でも10%の削減効果がありまして、CO<sub>2</sub>の削減効果も同様に40%、10%であるということでございます。地中熱利用空調システムというのは、省エネ電気代の経費削減、CO<sub>2</sub>削減と効果も大きくて、また初期投資をしてもランニングコストによる回収が確実で、太陽光より安定的なエネルギーとして期待できると考えております。エネルギーに神話はもはやありません。原子力がだめなら太陽光発電という単純なものでももちろんありません。さまざまな再生可能エネルギーを組み合わせるリスク分散することが望ましいと考えます。その一環として、

地中熱は信頼性のあるエネルギーとして考えられると思います。来年度導入の施設は1カ所ということでもありますけれども、新築でしか導入できないこともあり、避難所としての学校施設にもさらに拡充するべきではないかと考えますので、環境局を初めまちづくり局等関係各局に提案して、要望させていただきたいと思います。

次に、教育長に伺います。学校には、現在まで43カ所の導入が図られておりますけれども、検証結果、成果検証の一つとして、再生可能エネルギーなどの環境配慮がもたらす教育的な成果について伺いたいと思います。

○金井則夫教育長 環境配慮がもたらす教育的な成果についての御質問でございますが、新しい学習指導要領は、生きる力をはぐくむという理念のもと、基礎的・基本的な知識、技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等及び主体的に学習に取り組む態度の育成を重視しております。環境教育につきましても、知識の習得や理解にとどまらず、みずから行動できる人材をはぐくむことが大切であり、環境教育の充実は子どもたちの生きる力の育成につながるものでございます。授業においては、例えば総合的な学習の時間に学校の消費エネルギーについて考察したり、校内でできる省エネ対策を考えたりする際に太陽光発電を資料の一つとして活用しております。また、授業時間以外にも、太陽光発電のモニターに見入ったりしている子ども、あるいは保護者や地域の方々の姿が見られ、エネルギーや自然環境に対する関心を深める機会が日常的に提供され、環境の保全に貢献し、未来を開く主体性のある日本人を育成するための基盤としての道徳性を養うことにも大きく寄与するものと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 最近の若者や子どもたちはエコへの意識がすごく高いと感じております。まさにそれが教育の成果、なせるわざだと思っております。今後も環境教育の一環として、学校施設への環境配慮は必須でありますけれども、学校施設は防災拠点としての顔も持っているところでございます。

我が会派では、学校施設へのプロパンガスの導入についても、以前より防災の観点から必要であると指摘をしてまいりました。今後、ますますエネルギーの自給自足は防災上非常に重要な観点となると考えます。再生可能エネルギーは単体で電力を確保できるなど、特に避難所となる学校施設など公共施設への導入が望まれております。防災計画を見直している今、環境に優しく災害に強い避難施設のルールを構築すべきであると考えますけれども、危機管理を担当する総務局長の見解を伺います。

○菊地義雄総務局長 避難施設における再生可能エネルギーの導入等についての御質問でございますが、今回の大震災では、被災地において長期間電力供給が途絶えたことから、エネルギーの自給自足も含めた電力確保の手法が課題となっております。このようなことを踏まえ、避難施設における電力確保の手法の一つとして、環境に優しい太陽光や風力、地中熱等の再生可能エネルギーの導入につきましては研究する必要があると考えておりますので、エネルギー別の費用対効果やメリット、デメリット等につきましても、関係局等と研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 御答弁、ありがとうございます。総務局長に前向きな御答弁をいただきましたので、ぜひルール化に向けて御検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。次は、学校施設のアセットマネジメントについてでございます。教育長に伺います。歳出の13款教育費8項1目義務教育施設整備費に、学校施設実態調査

事業費として2,753万5,000円が計上され、平成24年度の重点事業として学校施設の効率的マネジメントの取り組みの推進が挙げられております。学校施設の長寿命化に向けた取り組みでありますけれども、その内容とスケジュールについて伺います。また、着手の優先順位についてお答えください。

○金井則夫教育長 学校施設の効率的マネジメントの取り組みについての御質問でございますが、建築後20年を経過した建物が約7割を占め、老朽化対策が学校施設整備の重要な課題の一つとなっております。かわさき資産マネジメントプランに掲げる予防型保全手法の導入による施設の長寿命化やコストの縮減を実現してまいりたいと考えております。事業のスケジュールでございますが、平成24年度は全市立学校172校を対象に、学校施設の安全性、快適性、学習活動への適応性、環境への適応性、そのほかの5つの観点から教育委員会と学校が連携して学校施設の評価を行い、学校カルテを作成します。平成25年度には、学校カルテをもとに長期保全計画の策定を行い、平成26年度から計画的な保全を行うものでございます。また、計画的な保全を行うに当たりましては、学校施設再生整備の手法を用いて老朽化に対応するだけでなく、質的な改善を行うとともに、環境への負荷を低減するための環境対策をあわせて実施したいと考えております。このため、西丸子小学校と久末小学校の2校をモデル校とし、長寿命化を図るための外壁改修、屋上の防水改修などや、質的改善を図るためのトイレの快適化、エレベーターの設置、内装の木質化などを、また、環境対策を図るための太陽光発電設備の設置、サッシの複層ガラス化、外壁等の断熱化、日射遮へいのひさしを設置するなどの改修工事を4カ年に分けて実施する計画でございます。このモデル実施の中での環境対策の効果を検証した上、施設評価に応じた優先順位に基づきまして再生整備の本格実施を進めたいと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 平成24年度に学校カルテを作成して、平成25年度に計画策定、平成26年度から保全を行うとのこととあります。対症療法ではなくて、全体を俯瞰して効率的に行う手法を評価したいと思います。

私は、学校トイレの快適化について提案をしてまいりましたけれども、1つの学校の改修が1回で全部終わらなかったのに対して、今回は学校をワンパッケージで考えるために、一度にすべての箇所が改修されるとのこととあります。トイレのみならず、学校全体の早期改修が望まれるところとありますけれども、学校トイレの快適化の折に提案させていただきました児童生徒のワークショップへの参加及び参加が結果につながる成功体験、また、それらの経験による施設を大切に思う気持ちの醸成などの教育的意義を持つ手法を、この計画を推進する上でもぜひ実践していただきたいと思っております。教師も含め学校全体でプロジェクトに参加することを提案させていただきますが、教育長の見解を伺います。

○金井則夫教育長 子どもたちが参加する仕組みについての御質問でございますが、子どもたちが参加する手法として、これまで学校トイレの快適化事業においてワークショップを実施してまいりました。ワークショップを行って改修を実施した学校においては、トイレをきれいに使うようになった、また、トイレだけではなく、廊下もきれいに保たれるようになったなどの効果があらわれております。今後の再生整備事業におきましても、これまでの取り組みの実績を参考としながらワークショップ等の子どもが参加できる仕組みを

取り入れ、子どもたちのエネルギーや自然環境に対する関心や物を大切に使う心をはぐくんでまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 御答弁ありがとうございます。学校トイレの快適化では、市の担当職員も成功体験を積んだと伺っております。私も一緒にワークショップに参加しましたけれども、体験こそが人を育てるとさらに確信いたしました。学校施設整備を教育の機会ととらえて、多くの子どもや大人が育つチャンスになることを期待し、引き続き見守ってまいりたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。生活保護費についてでございます。平成24年度予算の歳出の5款3項生活保護費は599億4,778万円、昨年度比24億円の増でございます。一般会計予算の実に10%を占める額となりました。いわゆる働けない人だけでなく、働かない人にも門戸を広げたとされる鳩山政権下における生活保護受給者の資格拡大も一つの要因であるとは思いますが、一番の原因は不景気であるということでもあります。起死回生のカンフル剤はないとしても、できることを模索する努力はせねばならないと考えます。昨年の予算審査特別委員会でも議論をさせていただきましたけれども、引き続き健康福祉局長に伺います。国との協議の場において、1つとして国における社会保障全般の抜本改革を早期に行うこと、2つとして福祉事務所の権限強化、3つとして国の全額負担などの提言を行ったと思っておりますけれども、その後の状況について伺います。

○木村 実健康福祉局長 生活保護制度に関する国と地方の協議の状況についての御質問でございますが、平成22年10月に指定都市市長会において、生活保護制度の抜本改革、生活保護の適正化及び費用の全額国庫負担を主な柱とした提案を国に行い、生活保護制度に関する国と地方の協議の場が設定されたところでございます。この協議の結果、平成23年12月に中間取りまとめとして生活保護受給者に対する自立・就労支援、医療扶助や住宅扶助等の適正化、生活保護費の適正支給の確保、実施機関の事務負担軽減等について、運用改善で速やかに実行する事項と中長期的に検討を継続していく事項がまとめられたところでございます。このような経過を踏まえまして、国におきましても平成24年度に向けた具体的な施策の検討が進められているところでございます。以上でございます。

○吉沢章子委員 具体的にはまだ何も決まっていないということでございます。社会保障と税の一体改革において早期に示されるべきであり、今後とも国との協議の場において言うべきことを言うていただくことを、まずは市長に要望させていただきたいと思っております。

続いて、健康福祉局長に伺います。本市の生活保護受給者の総数と20代、30代の数について伺います。また、働けるはずなのに働く気がないなど、処遇困難な受給者に対する対応について伺います。何よりも現場の対応が肝要ではありますが、平成23年度はケースワーカーを24名増員いたしました。平成24年度の見込みとケースワーカーの資質向上に向けた取り組みがあれば伺います。また、生活保護費を巧みに利用しているやからには厳しく対応しなければなりません。一方、本当に必要な方の治療や医療行為が抑制されてはならないと思っております。ケースワーカーはどのような姿勢で臨んでいるのか伺います。また、いわゆる孤立死の対策についても伺います。

○木村 実健康福祉局長 生活保護についての御質問でございますが、まず、平成23年7月31日現在の生活保護受給者数は総数で3万593人でございますが、そのうち、20歳以上30歳未満は1,008人、30歳以上40歳未満は2,166人となっております。次に、平成24年度にお

けるケースワーカー数は、受給世帯の増加に伴い、今年度より16名増員の288名の予定となっております。ケースワーカーに対しましては、本庁及び福祉事務所で年間を通じて計画的に生活保護法や事例検討について研修を行っており、資質向上に努めているところでございます。生活保護受給者が生活困窮に至るまでにはさまざまな経過があり、世帯によって状況が違ふことから、自立した生活をするための身体的・精神的状況を踏まえた援助方針を確立し、支援を行っているところでございます。しかしながら、自立に向けての解決すべき問題が多い受給者や問題の認識が十分でない受給者もあり、現場の福祉事務所職員も対応に苦慮しているところでございます。このような生活保護受給者に対しましては、福祉事務所においてケース診断会議で支援方法を検討し、また、ケースワーカーとともに査察指導員が同席面接を行うなど指導を行っているところでございます。また、福祉事務所の窓口におきましては、生活困窮された方が生活保護の申請意思を示された場合は、事由のいかんにかかわらず申請を受理しており、治療が必要な人には医療機関を受診させるなど、保護が必要な人に必要な扶助を支給するよう決定を行っているところでございます。今後とも適正な受給決定に向けまして、ライフライン等の関係事業者とも連携をとりながら、生活困窮された方が必要な支援を受けられるよう努めてまいります。以上でございます。

○吉沢章子委員 いただいた資料によりますと、ゼロ歳以上15歳未満が3,527名、15歳以上20歳未満が1,487名、20歳代と30歳代は先ほど伺いましたけれども、40歳以上50歳未満が3,454名、50歳以上60歳未満が3,828名、60歳以上70歳未満が7,142名、70歳以上80歳未満が5,948名、80歳以上が2,033名と、いわゆる働けるのに働く場所がないという方も非常に多いということでございます。今おっしゃっていたように、問題の認識が十分でないんだと、職員が対応に苦慮する受給者もいるとのことで権限の強化が望まれるところでございますが、彼らの意識を変えていただくためにも、また、増加する働けるけれども働く場所がないという受給者が社会との関係性を維持するためにも、ボランティアなどの社会貢献により、支えていただいている社会に何らか還元できる場を設けることを提案させていただきますけれども、見解を伺います。また、現行法上可能なのかも伺います。

○木村 実健康福祉局長 生活保護受給者のボランティア活動についての御質問でございますが、就労可能である方については、福祉事務所での自立支援プログラムの活用、ハローワークでの職業準備プログラムである職場体験講習や職業準備セミナーの活用、福祉事務所において自立生活支援相談員の寄り添い型の支援などにより就労支援を行っております。しかし、就労経験の少ない若年層の方やなかなか就労できない方につきましては、社会とのつながりを回復することにより感謝される喜びや幸福感を体験し、また、就労への意欲喚起の一段階ともなるボランティア活動に参加することは有意義であると考えております。また、就労の際に求められる基本的な日常生活習慣を身につけ、就労準備への移行段階としての効果も一定程度期待できるものと考えております。なお、このようなボランティア活動については、本人の自主的な意思に基づき参加する場合は、法的な問題はないものと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 ありがとうございます。生活保護は、何もせずにお金がもらえるものと勘違いして墮落していく人をつくってしまう危険性をはらんでおります。それは人間の幸福の原点である自立するということを阻害することになりかねません。ボランティアに

よる自己実現、成功体験ができるチャンスをぜひプログラムに加えていただくよう要望させていただきます。

次の質問に移ります。市バス事業についてでございます。平成24年度川崎市自動車運送事業会計予算における一般会計からの繰入金は約10億円でございます。昨年の決算審査でも指摘させていただきましたけれども、企業会計はうらやましいほどの優遇であります。市バス事業はわずかながら改善の兆しもあるようですけれども、さらなる企業努力が求められるところでございます。経営改善に向けた取り組みが進んでいると思っておりますけれども、交通局長に伺ってまいります。このたび市バスの路線別収支が公表されましたが、不採算路線について今後の対応を伺います。また、民間委託における実績と効果額について伺います。あわせて、人件費を含む管理費の将来見込みについて伺います。また、来年度川崎市バス事業経営問題検討会を開催することですが、内容とスケジュールについて伺います。

○田巻耕一交通局長 不採算路線の今後の対応についての御質問でございますが、不採算路線につきましては、平成24年2月1日に公表いたしました平成22年度の路線別収支状況では、市バス30路線のうち黒字路線が6路線、赤字路線が24路線となっております。この路線別収支でお示しした路線とは幾つかの系統を組み合わせているものでございまして、赤字の24路線には黒字系統と赤字系統が混在している路線もございます。そのため、不採算路線の対応につきましては、路線別の収支状況だけではなく、公共施設へのアクセス確保など、公営バスとしての役割等を踏まえた検討を行う必要があると考えております。今後、さらに料金箱やICカード等から市バスの利用実態を的確に把握し、利用動向などの分析を進め、限りある経営資源である車両を利用ニーズに応じて効率的に運行し、市バスネットワーク全体のサービスの充実を図りたいと考えております。次に、民間委託についての御質問でございますが、営業所の管理委託の実績につきましては、上平間営業所の一部委託を開始いたしました平成19年度が5億1,000万円余、完全に委託化した平成20年度が9億円余、平成21年度が9億円余、平成22年度が8億9,000万円余となっております。平成23年度は上平間営業所が8億5,000万円余、菅生営業所が4億7,000万円余の見込みでございます。なお、平成24年度の予算額は、上平間営業所が10億1,000万円余、菅生営業所が4億7,000万円余でございます。次に、効果額につきましては、上平間営業所が一部委託であった平成19年度を除き、営業所を直営で運営した場合と管理委託した場合とを比較しますと、平成20年度が約4億円、平成21年度が約4億5,000万円、平成22年度が約4億3,000万円となっております。次に、人件費を含む費用につきましては、さきの経営健全化計画「川崎市バス事業ニュー・ステージプラン」からの取り組みとして、技能職給与の段階的引き下げや上平間営業所の管理委託及び現在の経営健全化計画「川崎市バス事業ステージアップ・プラン」の取り組みとして菅生営業所の管理委託などを行い、その削減に努めてまいりましたが、今後、退職給与金や減価償却費の増、また、原油価格の上昇に伴う燃料費の増が見込まれるなど、費用の増加が想定されるところでございます。次に、経営問題検討会についての御質問でございますが、現在、市バス事業では、平成21年度から平成25年度までを計画期間とする経営健全化計画「川崎市バス事業ステージアップ・プラン」に基づき、持続可能な経営基盤の確立に向けて取り組んでおります。川崎市バス事業経営問題検討会につきましては、平成26年度からの次期経営健全化計画の策定に

向けて設置するものでございまして、委員につきましては学識経験者の方5名、利用者代表の方3名の計8名を予定しております。委員会の検討内容とスケジュールにつきましては、平成24年秋ごろ、市長の諮問により同検討会を設置し、厳しい経営状況の中、公営としての市バス事業のあり方などについて御議論いただき、平成25年秋ごろに答申を受け、平成25年度中に次期の経営健全化計画を策定する予定でございまして、以上でございます。

○吉沢章子委員 給与や賞与は、きちんと働く人が報われる差をつけるべきと申し上げてまいりました。大阪市では市バス事業において給与4割削減という大なたを振るっておりますけれども、市バス事業の経営者として交通局長の率直な感想と本市の目指す方向性を伺います。

○田巻耕一交通局長 市バスの運転手の給与についての御質問でございまして、大阪市自動車運送事業では赤字決算が続き、平成22年度決算では累積欠損金が604億円余となる経営状況にあることから、運転手の給与の大幅な削減という大胆な改革でなければ経営改善ができないという大阪市交通局の決意のあらわれであると考えております。本市の自動車運送事業におきましては、平成19年度に累積欠損金を解消するなど、早期に経営健全化計画を推進してきたところでございます。しかしながら、引き続き厳しい経営状況が見込まれることから、時間外勤務を縮減するなど勤務条件の見直しを含めた給与体系のあり方を検討し、総人件費の抑制を図り、持続可能な経営基盤の確立に向けて経営改善を進めたいと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 勤務条件は、シフト表を見ましたけれども、ぜひ改善してください。給与体系のあり方を見直すということでもありますので、メリハリのあるあり方を要望させていただきます。

3月3日の日経新聞によりますと、松山市の水道事業の運営管理をフランス最大の水道会社ヴェオリア・ウォーター・ジャパン株式会社が包括受託したということでございます。ライフライン事業に外資が参入する時代となりました。公とは何か問われて久しくなっておりますけれども、首にならない公務員にあぐらをかき時代は既に終わっているのではないかと私は思います。企業会計の財政を圧迫する高コストな人件費の抑制と事業の効率化は、不採算を抱えなければならない命題を勘案したとしても、さらなる企業努力が必要です。包括委託という選択肢も現実に起こり得ると認識していただいて、企業会計それぞれに御努力いただくことを交通局長、上下水道事業管理者、病院事業管理者に要望させていただきます。質問を終わります。ありがとうございました。